

## 2022年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、2022年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

### 1. 調達の現状と要因の分析

#### (1) 競争性のない随意契約

機構における2021年度の契約状況は、表1のとおり。契約件数は3,244件、契約金額は1,462億円であり、前年度に比べ、件数で820件増、金額では469億円の大幅増となった。内訳として、競争性のある契約で、前年度比488件増、286億円の増額、競争性のない随意契約で、前年度比332件の増、金額で183億円増となっている。

前年度に比較して、競争性のない随意契約のみならず全体契約の件数及び金額が増加した理由としては、2020年度は新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」という。）の拡大により、多くの事業で事業の当初予定時期からの延期や大幅な遅れが発生したが、2021年度は、ワクチン接種等の各種対策によって、現地への渡航や留学生及び研修員の受け入れが増加し、コロナ禍以前の水準への回復が一定程度進んだことにより、執行が促進されたことが挙げられる。特に2020年度に契約締結が停滞していた、研修委託契約の直近3年間の実績は、2019年度548件、2020年度256件、2021年度360件であり、民間連携事業についても、2021年度は契約締結が進み、直近3年間の実績は、2019年度129件、2020年度26件、2021年度101件となっている。

次に、競争性のない随意契約の全体契約に占める割合は、件数37.6%（1,219件）、金額25.2%（368億円）であり、2020年度（36.6%（887件）、18.6%（185億円））に比較すると、件数1ポイント増（332件）、金額6.6ポイント（183億円増）となっている。

本邦における金額割合増加の主な要因については、183億円増のうち112億円が本部調達で、特にシステム関連（6件増、34億円増）、その他業務委託契約（36件増、59億円増）、技術協力研修（16件増、14億円増）、物品購入（4件増、5億円増）で金額が大幅に増加した。特に本部のシステム関連では、2020年度は10億円を超える契約はなかったが、2021年度は外貨建て融資に係る債権管理機能を有償資金協力システムに追加するための詳細設計業務関連（32億円）、クラウド化のための情報基盤拡充（10億円）といった大規模な案件契約が、競争性のない随意契約として締結されたことが主たる要因である。これらは既存システムへの機能追加のため既存システムの契約相手先への特命随意契約である。また、2021年度は、インド高速鉄道建設事業関

係の大型契約（37億円や21億円）が、競争性のない随意契約として締結されたことも全体金額割合が増加した要因である。契約先は、我が国の新幹線事業に関し知見を有しかつ海外での技術協力が可能な唯一の組織であることから、特命随意契約となっている。

在外での調達に関しては、競争性のない随意契約件数が2020年度524件から2021年度は770件と、246件増加（金額79億円増）した。特に在外では物品購入契約が増加し、件数で195件増加、金額で68億円増加した。在外での物品の現地調達件数が増加したのは、依然として本邦からの機材の輸送がコロナ禍による物流の停滞で厳しいこと、コロナ感染症対策機材の多くが汎用品もしくは一般的な仕様の機材であったことから、各国におけるコロナ感染症対策機材の現地調達が可能であったことによる。調達の多くは緊急性の高い調達であり、選定方式としては見積合わせが増加した。2021年度における在外での物品購入契約総数301件のうち、1億円以上は18件（2020年度は2件）、見積合わせは、230件で約76.4%を占める。

表1 2021年度の調達全体像

(単位：件、億円)

	2019年度		2020年度		2021年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	1,849 (67.1%)	602 (79.9%)	1,537 (63.4%)	808 (81.4%)	2,025 (62.4%)	1,094 (74.8%)	488 (31.8%)	286 (35.4%)
競争入札等	281 (10.2%)	144 (19.1%)	381 (15.7%)	166 (16.7%)	385 (11.9%)	196 (13.4%)	4 (1.0%)	30 (18.1%)
企画競争・公募	1,568 (56.9%)	458 (60.8%)	1,156 (47.7%)	642 (64.7%)	1,640 (50.6%)	898 (61.4%)	484 (41.9%)	256 (39.9%)
競争性のない随意契約	907 (32.9%)	151 (20.1%)	887 (36.6%)	185 (18.6%)	1,219 (37.6%)	368 (25.2%)	332 (37.4%)	183 (98.9%)
合計	2,756 (100.0%)	753 (100.0%)	2,424 (100.0%)	993 (100.0%)	3,244 (100.0%)	1,462 (100.0%)	820 (33.8%)	469 (47.2%)

(注1)数値は四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2)比較増△減は、2020年度から2021年度の伸び率を示す。

(2021年度05.27確定版)

## (2) 一者応札・応募

機構における2021年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおり。競争性のある契約の、契約総件数2,006件のうち、一者応札は678件（全契約件数の33.8%）である。契約金額については、総契約金額1,068億円のうち、一者応札金額は558億円（52.2%）である。2020年度と比較すると、件数では254件の増加、金額については、193億円の増加である。また、一者応札・応募件数678件558億円のうち、コンサルタント等契約における一者応札・応募は、299件453億円であり、件数では、44.1%、契約金額では81.1%を占める。

2020年度のコンサルタント等契約では、件数割合で全体の34.7%が一者応札・応募だったが、2021年度は、53.3%とその割合が増加した。理由としては、コロナ禍でも事業を止めず、遠隔での協力も積極的に行うとの組織方針の下、コンサルタント等契約については新規公示の規模は保っていた一方、コロナ禍による事業の遅れに伴う既存契約の延長によって、新規案件に充当できる人繰りがつかず、新規案件

で求められている実施体制が構築できずに、応募を断念した企業が多かったことが挙げられる。

表2 2021年度一者応札・応募状況

		2019年度	2020年度	2021年度	比較増△減 (2021/2020年度)
2者以上	件数	1,244件 (68.1%)	1,089件 (72.0%)	1,328件 (66.2%)	239件 (21.9%)
	金額	350億円 (59.0%)	410億円 (52.9%)	510億円 (47.8%)	100件 (24.4%)
1者	件数	584件 (31.9%)	424件 (28.0%)	678件 (33.8%)	254 (59.9%)
	金額	243億円 (31.4%)	365億円 (47.1%)	558億円 (52.2%)	193 (52.9%)
合計	件数	1,828件 (100.0%)	1,513件 (100.0%)	2,006件 (100.0%)	493 (32.6%)
	金額	593億円 (100.0%)	775億円 (100.0%)	1,068億円 (100.0%)	293 (37.8%)

(注1)数値は四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある

(注2)合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った契約の合計。

ただし、本表においては不落随意契約を除外しているため表1「競争性のある契約」の件数及び金額とは一致しない。

(2021年度05.27確定版)

## 2. 2022年度において重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1. 調達現状と要因の分析を含め総合的な検討を行った結果、事業実施・監理能力強化、契約の競争性の拡大及び調達関連事務の合理化・適正化に重点的に取り組むこととし、具体的には以下のとおり、調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組

機構が制定している「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に沿って、調達・派遣業務部による内部統制機能を働かせながら、競争性のない随意契約の適切な運用状況について引き続き適切なモニタリングを行っていくとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施していく。

【契約監視委員会における点検結果】

### (2) 競争入札及び企画競争における一者応札・応募の削減に向けた取組

一者応札・応募件数の大きな割合を占めるコンサルタント等契約に関して、契約監視委員会における継続的な点検を実施していく。

【契約監視委員会における点検結果】

### (3) 技術評価の強化（質の向上）と価格要素バランスの確保

2022年度はこれまで実施したQCBS<sup>1</sup>についてのレビューを基に、コンサルタン

<sup>1</sup> コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(Quality- and Cost-based Selection)

ト業界とも意見交換を行ったうえで、技術評価や価格評価等の課題を抽出し、対応策を検討したうえで、技術協力プロジェクトへの試行導入を行う。

【試行導入の件数】

#### (4) 契約全般に係る事務の簡素化と合理化

経費精算システム及び契約書電子化の試行導入を実施する。

【経費精算システム及び契約書電子化の試行導入の数】

### 3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

上記 2. の取組に加え、ガバナンスの徹底のため、以下の取組について継続する。

#### (1) 競争性のない随意契約に関する内部統制の継続

2022 年度もコロナ禍の影響を受け、引き続き、国際協力機構会計規程第 23 条第 2 号「緊急を要するため競争に付し得ないとき。」等を理由とした競争性のない随意契約や既存契約に係る契約変更が想定されるが、その適用の可否、価格の妥当性については、手続きの迅速性にも配慮しつつ適切に確認を行い、調達・派遣業務部による内部統制を継続する。

【契約監視委員会における点検結果】

#### (2) 外部審査員によるコンサルタント等契約の選定前及び選定後審査

契約の選定前、選定後の審査を行い、公示関連書類及び選定評価の適性及び妥当性について、審査する。

【外部審査員による審査件数】

#### (3) 契約の透明性の向上／公共調達の適正化に係る契約情報の公表

契約の透明性を確保する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表を行っており、この取組を継続する。

【公表の実績】

#### (4) 不正事案防止に対する取組の強化

コンサルタント等契約における現地再委託・現地傭人契約に係る抽出検査及び民間連携事業における経費実地検査（主に契約履行期間中及び契約履行期間終了後精算確定前案件が対象）を継続して実施する。また、官製談合防止セミナーを機構内で実施し、機構内関係者の啓発を通じた不正事案防止の取組を強化する。

【抽出検査及び経費実地検査の件数】

#### (5) 組織全体に対する調達に関するコンサルテーション機能の強化

調達に係る相談事項対応の迅速化を図り、調達リテラシー向上のための各種契約研修推進、マニュアル等の整備を行う。組織全体への契約制度の周知及び経験・知識・職位別職員等向け研修機会の拡大に加え、国内拠点、海外拠点に対する支援等を強化する。

【研修・支援等の実施実績】

#### 4. 自己評価の実施方法

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

#### 5. 推進体制

##### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、調達・派遣業務部担当理事を総括責任者とし、引き続き、調達等合理化に取り組む。また、取組の推進結果等について、調達・派遣業務部から内部統制を担当する総務部担当理事に報告する。

総括責任者 調達・派遣業務部担当理事

副総括責任者 調達・派遣業務部長

##### (2) 契約監視委員会による点検

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、2回連続の一者応札・応募契約、参加意思確認公募案件、競争性のない随意契約及び一者応札・応募契約のうち契約監視委員により抽出された案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

#### 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のウェブページにて公表する。また、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行う。

以上

## 2021 年度 独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画の自己評価結果

<p style="text-align: center;">調達等合理化計画・評価項目 【 】内は評価指標</p>	<p style="text-align: center;">業務実績</p>	<p style="text-align: center;">自己評価</p>
<p>1. 2021 年度において重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）</p> <p>(1) 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組</p> <p>機構が制定している「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に沿って、調達・派遣業務部による内部統制機能を働かせながら、競争性のない随意契約の適切な運用状況について引き続き適切なモニタリングを行っていくとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施していく。</p> <p style="text-align: right;">【契約監視委員会における点検結果】</p> <p>(2) 競争入札及び企画競争における一者応札・応募の削減に向けた取組</p> <p>一者応札・応募件数の大きな割合を占めるコンサルタント等契約に関して、改善のための具体的方策を検討するとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施していく。</p> <p style="text-align: right;">【契約監視委員会における点検結果】</p> <p>(3) 技術評価の強化（質の向上）と価格要素バランスの確保</p> <p>2019 年 4 月より順次 QCBS 方式を導入してきたが、2020 年度はコロナ禍により、渡航再開時期の予見性が低く、確定的な業務計画・スケジュールに基づいた見積額の積算が困難となったことから、QCBS 導入計画を見直し、一時的に従来型の企画競争に移行する当状況に応じた適切な選定方式を採用した。2021 年度はこ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 回、第 3 回契約監視委員会（12 月、3 月）において、競争性のない随意契約となっていた 11 件（第 2 回 5 件、第 3 回 6 件）を審議対象として審議した。</li>   <li>・ 第 1 回契約監視委員会（6 月）において、連続で一者応札・応募となっていた 17 件、参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）2 件を審議対象とし、第 3 回（3 月）では、一者応札・応募となった 5 件を審議対象として審議した。その審議過程で改善のための具体策について検討した。</li>   <li>・ コンサルタント等契約について外部審査を 72 件実施した。</li> <li>・ 実施済みの QCBS における予定価格と見積額の差や価格での逆転の傾向等を分析し、開発コンサルタント複数社との意見</li> </ul>	<p style="text-align: center;">○</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p style="text-align: center;">○</p>

<p>れまで実施した QCBS についてレビューを行い、コンサルタント業界とも意見交換を行った上で、課題を抽出し、対応策を検討した上で、技術協力プロジェクトへの導入について検討を進めることとする。</p> <p style="text-align: right;">【外部審査の件数】</p> <p><b>(4) 契約全般に係る事務の簡素化と合理化</b></p> <p>2020 年度は、部横断で電子化を進めるために組成された DX タスクフォースにおいてコンサルタント等契約に関するプロポーザルを電子化し、電子入札の導入、経費精算の電子化、契約書電子化の導入可否の検討を実施した。2021 年度は引き続き、電子入札の対象となる契約を拡大する。また、経費精算システムの導入及び契約書電子化に向けた検討を継続する。</p> <p style="text-align: right;">【電子入札システムの導入実績】</p>	<p>交換の結果を踏まえ、技術協力プロジェクトへの導入を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子入札システムの導入について、2020 年 8 月に一部案件を対象に導入以降、2021 年度は対象を拡大し、高額機材、少額機材へ全件導入、一般契約の入札案件のうち ODA 関連業務、物品購入、広報、人事等についても本格導入開始した。(実施件数 62 件) コンサルタント契約は QCBS・総合評価に全件導入済。(実施件数 74 件)</li> <li>・経費精算システムの導入について、(一社) 海外コンサルタント協会と合同タスクを編成し、制度改革と業務改善の課題解決を優先し実施したうえでシステム導入を決定。システム要件定義策定を実施、検討した。</li> <li>・契約書電子化の導入について、専門家派遣契約には 2021 年度中先行して導入、58 件試行し、2022 年度の本格導入が決定。コンサルタント等実施契約、民間連携事業・草の根業務委託契約、一般契約についても 2022 年度に導入することを決定しシステム要件定義策定を検討した。</li> <li>・RPA (Robotic Process Automation) 導入を進め、自動化シナリオ作成を促進し、電子入札システム登録に要する時間を 150 分/月→15 分/月に短縮させた。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">○</p>
---	---	--------------------------------------

<p><b>2. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）</b></p> <p><b>(1) 競争性のない随意契約に関する内部統制の継続</b></p> <p>2021年度もコロナ禍の影響を受け、引き続き、機構会計規程第23条第2号「緊急を要するため競争に付し得ないとき。」等を理由とした競争性のない随意契約や既存契約に係る契約変更の増加が想定されるが、その適用の可否、価格の妥当性については、手続きの迅速性にも配慮しつつ適切に確認を行い、調達・派遣業務部による内部統制を継続する。</p> <p style="text-align: right;">【決裁協議の実績】</p> <p><b>(2) 契約の透明性の向上</b></p> <p>契約の透明性を確保する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表を行っており、この取組を継続していく。</p> <p style="text-align: right;">【公表の実績】</p> <p><b>(3) 不正事案防止に対する取組の強化</b></p> <p>コンサルタント等契約における現地再委託・現地傭人契約に係る抽出検査及び民間連携事業における経費実地検査（主に契約履行期間中及び契約履行期間終了後精算確定前案件が対象）を継続して実施する。また、官製談合防止セミナーを機構内で実施し、機構内関係者の啓発を通じた不正事案防止の取組を強化する。</p> <p style="text-align: right;">【第三者抽出検査及び経費実地検査の件数】</p> <p><b>(4) 組織全体に対する調達に関するコンサルテーション機能の強化</b></p> <p>調達に係る相談事項対応の迅速化を図り、調達リテラシー向上のための各種契約研修促進、マニュアル等の整備を行う。組織全体への契約制度の周知及び経</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性のない随意契約を実施する際の「調達実施方針決裁」への合議を通じて「競争性のない随意契約」の適切な実施を確保している。新型コロナ蔓延の影響を受け、2022年度は、在外拠点より300件（昨年比0.7倍）、国内拠点より284件（同0.9倍）の合議・協議を受けた。</li>   <li>・契約実績等については、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表について、JICAウェブサイト上にて適切に公表を実施した。</li>   <li>・経費実地検査を3件実施した。また、官製談合防止セミナーは実施していないが、「中小企業・SDGsビジネス支援事業に係る不正腐敗防止研修」を開催し、調達における不正事案防止の取組について参加者に説明し、組織内周知を図った。</li>   <li>・調達リテラシー向上のため、組織内外を対象に各種研修を実施。</li> </ul>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
---	--	-------------------------------------



験・知識別職員等向け研修機会の拡大に加え、国内拠点、海外拠点に対する支援等を強化する。

【研修・支援等の実施実績】

＜JICA 職員等向け＞

- ・ コンサルタント等契約説明会（11回）、国内センター向け草の根契約促進説明会（3回）、民連事業新任担当者向け研修（14回）、安全保障輸出管理セミナー（1回）を実施した。
- ・ 国内センター及び在外拠点向けにオンラインによる個別支援（18回）実施済。また、在外拠点向けにテーマ別セミナー（6回）を実施した。
- ・ 「一般契約マニュアル」に伴い、一般契約セミナー（4回）、機材調達セミナー（2回）実施済。

＜契約相手方や専門家等向け＞

- ・ コンサル契約説明会（7回）、専門家向け携行機材について講義（8回）実施した。
- ・ 少額機材手引き改訂に伴い、専門家派遣前研修で活用開始。

＜ガイドライン、マニュアル等の整備＞

- ・ 草の根新制度に応じた業務ガイドライン、経理ガイドラインを作成済。
- ・ 「少額機材の手引き」を改訂、「一般契約マニュアル」を改定済。

以上